

岸和田市地域公共交通協議会 会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岸和田市地域公共交通協議会会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定める。

(非公開の決定等)

第2条 議長は、会議の開催の決定後すみやかに、岸和田市地域公共交通協議会規約第8条第4項の規定により会議の全部又は一部を公開又は非公開とすることを決定する。

2 同一会議において非公開とする事項とその他の事項とを審議するときは、非公開事項を審議した後、公開するものとする。

(会議開催の事前公表)

第3条 公開する会議の事前公表は、会議の開催日の7日前までに、次の各号に掲げる方法により行うほか、可能な範囲で市広報に掲載する。

- (1) 協議会事務局担当課の窓口への掲示
- (2) 市役所新玄関横掲示板への掲示
- (3) 市ホームページへの掲載

(傍聴人の定員)

第4条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 議長は、会議場の都合等により傍聴人の定員を定めることができる。

3 傍聴人の決定は、先着順により決定する。

4 傍聴人の受付は、会議場前において会議の開始の30分前から10分前までの間に行う。ただし、定員を超えた場合はその時点で受付を終了するものとする。

(傍聴できない者)

第5条 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗及びのぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、審議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は会議場においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場内において発言しないこと。
- (3) 他の傍聴人の迷惑になる行為をしないこと。
- (4) 会議場において、写真撮影、録画、録音を行わないこと。ただし、議長が特別に承認した行為はこの限りではない。
- (5) 指定された席に着席し、みだりに席をはなれないこと。
- (6) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (7) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (8) 携帯電話を使用しないこと。なお、携帯電話の電源は切ること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、協議会の審議の秩序を乱し、または審議の支障となる行為をしないこと。

(事務局の指示)

第7条 傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月2日から施行する